

23建企第615号
平成24年 3月28日

(社)長崎県建設業協会
(社)長崎県中小建設業協会
(社)長崎県造園建設業協会
(社)長崎県ほ装協会
(社)長崎県工務店連合会
(社)長崎県下水道建設業協会
(社)長崎県管工事協会
(社)長崎県港湾漁港建設業協会
(社)長崎県建造物解体工業会

} 様

長崎県土木部長

地域建設業経営強化融資制度の延長及び運用の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正することとなりましたので通知します。

記

1. 改正内容

(1)第7条第2項第5号関係

債権譲渡を承諾する場合の出来高の確認方法を明文化する。

【理由】

国の事務取扱において、承諾の条件として「当該工事の出来高の確認については、月別の工事進捗率を記した簡易な工事履行報告書の受領を持って足りる」とされているため、同様の取り扱いとする。

(2)付則

本制度の1年間延長に伴い、本県における取扱いも1年間延長するものとする。

2. 改正箇所

別紙新旧対照表を参照